

8. ひとり親家庭の支援

児童扶養手当

問い合わせ先：こども支援課 TEL048-736-1135/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

父母の離婚などによって、子どもがひとり親家庭等で育成される場合の生活の安定や自立を促すなど、子どもの福祉のために支給される手当です。申請を受け付けた日の翌月分から支給の対象となりますので、該当される方は、お早めに申請してください。

- 対象：次のいずれかに該当する子どもを育てている母（父）または養育者
 - ①父母が離婚した子どもや父（母）が死亡または生死が明らかでない子ども
 - ②1年以上父（母）から遺棄されている状態や1年以上父（母）が拘禁状態にある子ども
 - ③母が婚姻によらないで懐胎した子どもや父（母）に一定の障がいがある子ども
 - ④父母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- 所得制限：上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。
※申請する方やその配偶者、及び同居など生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹等）の所得により、手当の支給に制限があります。
- 支給期間：申請の翌月から子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）まで。
（4月1日生まれの方は、18歳の誕生日の前日まで）
※子どもに一定の障がいがある場合は20歳になるまで。
- 手当の額：全部支給の場合 月額 45,500円
- その他：父母の婚姻や子どもの施設入所状況などの諸条件がありますので、詳細は上記までお問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費の助成

問い合わせ先：こども支援課 TEL048-739-6813/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

医療保険に加入している母子家庭・父子家庭・養育者家庭など、ひとり親家庭等の人が、医療にかかった場合に支払った医療費のうち最終的な自己負担額を助成します。（※助成を受けるには、事前に受給資格の登録が必要です。）

- 対象：市内に住所を有し、国民健康保険または各種社会保険に加入しているひとり親家庭などの子どもと、その母もしくは父又は養育者の方
※児童扶養手当に準じた所得制限があります。
- 助成期間：子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）まで。
（4月1日生まれの方は、18歳の誕生日の前日まで）
※子どもに一定の障がいがある場合は20歳になるまで。
- 資格開始：原則申請日です。（※離婚や配偶者の死亡などの事由が発生した日の翌日から起算して15日以内に申請をした場合は、事由発生日からの助成になります。）
- 請求期間：医療機関などへ医療費を支払った翌日から起算して5年以内となります。
（診療日時点でひとり親家庭等医療費の受給資格がある場合）
※5年を経過すると、時効により請求できません。